

## 第 25 条 消防本部及び署所の耐震化等

### 1 現行の指針

消防本部及び署所の庁舎は、十分な耐震性を有するよう整備すること及び消防本部及び署所に、非常用電源設備等を設置することとされている。

### 2 現状と課題

- 東日本大震災では、消防庁舎に大きな被害が発生し、消防機能の維持が困難となった消防本部や署所については、庁舎被害の少なかった署所への拠点の移転や、公共施設を代替施設として対応することとなった。
- 事前の調査において、本部機能の代替施設を事前に計画している本部は約 11%、署所の代替施設を事前に計画している本部は約 8%と低い状況にある。

### 3 対応策・考え方

大規模災害時において、消防機関は機能を維持しつつ迅速に災害に対応する必要があることから、消防庁舎は十分な耐震性を有するよう整備を進めることを大前提とし、災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、あらかじめ代替施設について計画を定めておく必要があるものとする。

このため、代替施設についての計画を予め定めておくよう規定する。

### 4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>第 25 条 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。</p> <p>2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。</p>	<p>第 25 条 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。</p> <p>2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。</p> <p><u>3 地震災害及び風水害時等において、消防本部及び署所が災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、当該消防本部及び署所の機能を代替する施設などの計画を定めておくものとする。</u></p>